

## 大阪経済法科大学学業奨励奨学金規程細則

(1996年10月14日制定)

改正 1999年1月18日 2005年11月16日

(趣旨)

第1条 この細則は、大阪経済法科大学学業奨励奨学金規程第11条により、奨学金について必要な事項を定めるものとする。

(募集及び選考時期)

第2条 奨学生の募集は、次の各号のとおりとする。

- (1) 経済学部奨学金奨学生の選考は、毎年5月に行う。
- (2) 法学部奨学金奨学生の選考は、毎年5月に行う。
- (3) 海外留学奨学金奨学生の選考は、随時行う。
- (4) 資格取得奨学金奨学生の募集及び選考は、随時行う。

(選考基準)

第3条 奨学生の選考基準は次の各号のとおりとする。

- (1) 経済学部奨学金の奨学生は、前年度の修得単位数が40単位以上で、かつ成績係数が上位の2年生以上の者から選考する。この場合において、3年生以上の者については次の一の学力又は資格を有する者でなければならない。
  - ア 経済学検定試験（ERE）ミクロ・マクロの成績ランク B 以上
  - イ ビジネス実務法務検定試験 2 級以上合格
  - ウ 日商簿記検定試験 2 級以上合格
- (2) 法学部奨学金の奨学生は、前年度の修得単位数が40単位以上で、かつ成績係数が上位の2年生以上の者から選考する。この場合において、3年生以上の者については次の一の学力又は資格を有する者でなければならない。
  - ア 法学検定試験 3 級以上合格
  - イ ビジネス実務法務検定試験 2 級以上合格
- (3) 海外留学奨学金の奨学生は、次のいずれかの資格を有する者又は同水準の語学力を有すると認められる者から選考する。

〈交換留学奨学金・認定留学奨学金〉

  - ア 英語 実用英語技能検定 2 級以上
  - イ フランス語 実用仏語技能検定 2 級以上
  - ウ ドイツ語 実用独語技能検定 2 級以上
  - エ 中国語 中国語検定試験 2 級以上
  - オ 韓国語 韓国語能力試験 4 級以上又はハングル能力検定試験 2 級以上上記以外の語学については、奨学金委員会において審議する。

〈特定留学奨学金〉

カ 英語圏に留学する特定留学奨学金の奨学生は、TOEICスコアの成績順位に従って順位付を行い、成績上位者から選考する。

キ 中国に留学する特定留学奨学金の奨学生は、中国検定試験の成績順位に従って順位付を行い、成績上位者から選考する。

(申請書類)

第4条 奨学金を受けようとする者は、奨学生願書、事故推薦書のほか、次の各号に掲げる奨学金について、それぞれ当該書類を提出しなければならない。

(1) 経済学部奨学生 3年生以上の学生は次の書類のうちいずれか一つ。

ア 経済学試験(ERE)ミクロ・マクロの成績証明書

イ ビジネス実務法務検定試験2級以上の合格証書

ウ 日商簿記検定試験2級以上の合格証書

(2) 法学部奨学生 3年生以上の学生は次の書類のうちいずれか一つ。

ア 法学検定試験3級以上の合格証書

イ ビジネス実務法務検定試験2級以上の合格証書

(3) 海外留学奨学金 語学力を証明する書類又はそれに準ずるもの

(4) 資格取得奨学金 規程別表に掲げる学力水準を証明する書類

(採用通知)

第5条 奨学生の採用を決定したときは、本人に通知する。

(給付)

第6条 奨学金は、採用決定から2週間以内に一括給付する。

附則

この細則は、1997年4月1日から実施する。

附則

この細則は、1999年4月1日から実施する。

附則

この細則は、2006年4月1日から実施する。ただし、第3条1項後段及び同2号後段並びに第4条1号及び2号については、2007年4月1日から実施する。

2 本規程細則第3条1号及び2号の成績係数については、GPA制度の導入にともない、該当する学年に対しては成績係数の計算方法に代えてGPAの値によることができるものとする。

附則

1 学業奨励奨学金規程別表のアからケまでに定める資格取得奨学金は、同一年度中に二つ以上申請することはできない。ク又はケの奨学金の一方を申請して給付を受けた者は、次年度以降においても他方を申請することはできない。

2 資格取得奨学金の申請は、在学中に取得した所定の資格に基づくものでなければならない。この申請は、資格取得の後3か月以内でかつ在学中に行わなければならない。

3 この細則は、2010年4月1日から施行する。